

令和7年度 無償化のための認定の手続きについて

～幼稚園・認定こども園～

無償化の対象となるには「施設等利用給付認定」や「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。(※1)

利用する施設	対象となる利用形態	必要な認定
新制度未移行幼稚園(※2)	通常の時間帯のみ	施設等利用給付認定 新1号
	通常の時間帯＋預かり保育	施設等利用給付認定 新2・3号
新制度幼稚園(※3) 認定こども園(※4)	通常の時間帯のみ	教育・保育給付認定(※5)
	通常の時間帯＋預かり保育 (教育認定(1号)の方のみ)	教育・保育給付認定(※5)＋施設等利用給付認定 新2・3号

※1 無償化のためには、利用施設・形態により、請求の手続きも必要です(p.4【無償化の内容】の注のとおり)。

※2 立川市内ではこばと幼稚園、若草幼稚園、立川幼稚園、立川双葉幼稚園、立川みどり幼稚園、多摩幼稚園、藤幼稚園、みたから幼稚園が該当。

※3 立川市内では該当なし。

※4 立川市内では立川かしの木幼稚園、キンデルガルテン松中幼稚園、めぐみ幼稚園、森の子こども園が該当。

※5 教育・保育給付認定については、入園の際に認定を受けるため、改めての手続きは不要。



【必要書類】申請書等は立川市ホームページからもダウンロードできます。

認定の種別 (施設等利用給付認定)	対象となる児童	提出する書類
新1号	通常の時間帯を利用する児童	①令和7年度 施設等利用給付認定・変更申請書
新2・3号	<u>保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当し、通常の時間帯と預かり保育を利用する児童(0～2歳児クラスは住民税非課税世帯(※6)のみ)</u>	①令和7年度 施設等利用給付認定・変更申請書 ②保育を必要とする事由を証明する書類(保護者(父母等)それぞれ一部ずつ) ③住民税非課税証明書(申請書裏面の案内に該当する方のみ)

※6 生活保護世帯と里親世帯を含む。

【提出期限・提出先】

認定希望日までに、利用している施設へ提出(立川市外の施設へ通っている方は立川市保育課へ提出)。

→4月入園の場合など、施設から別途案内があった場合は、そのとおりにご提出ください。



【新 2・3 号の認定を希望する場合】

新 2・3 号の認定を受けるためには、保護者（父母等）が「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

※ 新 1 号を希望する場合は、保育を必要とする事由は不要です。

●保育を必要とする事由

保護者（父母等）の状況	認定基準
就労	月 48 時間以上（休憩時間含む）の就労を常態としている
妊娠・出産	出産にともない保育を必要とする 期間：出産月と前後各 2 か月（計 5 か月間）
就学	学校に通学している （職業訓練校・大学・専門学校等） ※通信教育・カルチャーセンターでの学習は除く
疾病	入院・通院、自宅療養により 保育が困難である
障害	心身に障害がある
介護・看護	介護・看護を常態としている
求職活動	求職中である 期間：3 か月
育児休業	既に就労、出産要件で在園している子の子の育児休業を取得する間、保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる ※初回の申請では選択できません。すでに新 2・3 号の認定を受けている方のみ選択できます。

●保育を必要とする事由を証明する書類

新 2・3 号の認定を希望する場合は、「保育を必要とする事由」を確認するために、下記の書類が必要となります。

必 要 書 類 ※保護者（父母等） 各一部ずつ必要	外勤	自営業	出産	就学	疾病	障害	介護・看護	求職
就労証明書	○	○						
自営をしていることが客観的に分かる書類（事業所得が記載されている確定申告書の写し 等） ※月収 48,000 円（年収 57 万円）以上の収入を確認できない場合は要件の認定ができません。		○						
母子手帳の写し （分娩予定日を記載するページ）			○					
① 在学証明書 ② 時間割写し （予定の場合は受験票または合格通知の写し）				○				
④ 診断書（保護者用）					○			
身体障害者手帳・愛の手帳などの写し						○		
① ⑤ 主治医等意見書 （介護・看護用） またはケアプランの写し ② ③ タイムスケジュール表							○	
求職中であることを証明するもの （ハローワークの受付票等）								○

※ 就労証明書は、市の指定書式が必要です。

※ ④・⑤は、市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。

書式は保育課窓口で受け取るか、HP からダウンロードしてください。



【裏面】

※新1号を希望する場合は、裏面の記入は不要です。

【利用中（予定）の保育施設・サービス】 ※該当する番号に○してください。

施設名・連絡先	施設種別・サービス※	所在地	利用開始（予定）日
くるりん幼稚園 電話 042 - 523 - ××××	① 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒190 - 8666 立川市泉町○○の□□	令和 7・ 4・1
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 —	令和 . .
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 —	令和 . .

【保護者の状況】 ※該当する項目に☑してください。

	外勤	自営	疾病	障害	介護	看護	就学	就労内定	求職中	出産	不存在			その他
											離婚	未婚	死亡	※ () に内容を記入してください。
父	☑	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	()
母	☑	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	()

【家庭の状況】 ※該当する項目に☑してください。

現在妊娠中ですか。	☑ いいえ ☐ はい → 出産予定・ 年 月頃
生活保護を受けていますか。	☑ いらない ☐ 現在受給中 → ※生活保護受給証明書を提出してください。
就学をしていますか。	☑ いいえ ☐ はい → 就学期間・ 年 月まで

【保護者の住所地】 ※該当する項目に☑してください。

	令和6年1月1日時点		令和7年1月1日時点	
	市内	市外	市内	市外
父	☑	☐	☑	☐
母	☑	☐	☑	☐

施設等利用給付認定・変更申請書
記入例

保護者	申請者	フリガナ タチカワ タロウ	生年 月日 S・㊦ 2・6・5	携帯 090-1234-××××	市収受印
	☒ 母 その他	氏名 立川 太郎	個人番号		
	配偶者等	フリガナ タチカワ ハナコ	生年 月日 S・㊦ 3・8・5	携帯 090-5678-××××	
父 ☒ 母 其他	氏名 立川 花子	個人番号			
現住所	〒190 - 8666 立川市 泉町 1156の9				自宅の電話 042-523-××××

申請子ども	希望する認定の種別 利用中（予定）の施設名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日 個人番号
	☐ 新1号 ☒ 新2・3号	タチカワ イチロウ	男	平成 令和 2 . 8 . 1
	施設名 くるりん幼稚園	立川 一郎		
	☐ 新1号 ☐ 新2・3号			平成 令和
	施設名			
☐ 新1号 ☐ 新2・3号			平成 令和	
施設名				

※3歳の誕生日の前日（新1号認定のみ）又は転入日が属する月は、その日からの認定が可能です（調整の場合あり）。なお、月の途中から認定を受けた場合、その月の施設等利用費の限度額は、認定開始日以後で日割りした額となります。

認定希望日 令和 7 年 4 月 1 日

【保護者及び申請子どもを除いた同居者】

氏 名	続柄	生年月日	職業、幼稚園、学校名、個人番号
1 立川 幸子	姉	平成25年1月1日	□□□小学校
2 立川 山男	祖父	昭和30年2月1日	無職
3			
4			

【無償化の内容】

通常の時間帯(新制度未移行幼稚園)
○満3歳児～5歳児クラスの児童 →保育料と入園料(月割)が月額25,700円まで無償
通常時間帯(新制度幼稚園・認定こども園)
○3～5歳児クラスの児童(教育認定(1号)は満3歳児から) ○住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童 →保育料が無償
預かり保育(認定こども園は教育認定(1号)の方のみ)
○保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する3～5歳児クラスの児童 →月毎に利用日数×450円まで無償(月額上限11,300円) ○保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する住民税非課税世帯の満3歳児 →月毎に利用日数×450円まで無償(月額上限16,300円)

- ※ 日用品・文房具等、行事参加費、給食費、通園送迎費などは対象外です。
- ※ 預かり保育の分は、保育料をいったんご負担いただき、限度額の範囲内で後日お返しする「償還払い」です。
請求の手続きは、年4回、施設経由で案内します。また、市外の幼稚園の一部では、通常時間帯の分も「償還払い」となります。
- ※ 通常時間帯の分は、限度額の範囲内で保育料のご負担がなくなります。
保育料が限度額を超える場合は、差額をご負担いただきます。
市外の幼稚園の一部を除き、請求の手続きは不要です。



幼児教育・保育の無償化について
立川市のホームページでも
情報を公開しています



令和6年10月発行

立川市子ども家庭部保育課

電話 042-523-2111

…認定については 内線 1326～1330

…給付については 内線 1324